

Title	マキと祝神講
Sub Title	Lineage groups and their religious festivals
Author	有賀, 喜左衛門(Ariga, Kizaemon) 仲, 康(Naka, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1962
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.1 (1962. ) ,p.105- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連： 長野県諏訪市湖湖南真志野：中間報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0105">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0105</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## マキと祝神講

### Lineage Groups and their Religious Festivals

有賀 喜左衛門

仲 康

*Kizaemon Ariga*

*Yasushi Naka*

南真志野の村落構造を分析する場合に、マキは見逃すことのできないものの一つである。マキがいつ頃成立したかという問題は、後日の問題として残して、こゝでは主として現状を報告し、個々のマキの成立を後に論ずるための資料としたい。

マキとは何かということは、全国的には簡単に説明することはできない。それに関しては、有賀の最近の論文<sup>(1)</sup>に譲って、南真志野についていえば、特定の本案とその分家とが結合する一種の家連合とすることができる。これは極めて概括的に称したものであり、この村においても、本案と親族分家の他に雇人分家（譜代）を含んでいた場合もあった。本案と親族分家の結合を見ても、特定の本案のすべての分家がこれに属したのでなく、それが分れて別のマキを結成する場合もあった。また同姓の本案分家と他姓の本案分家が結合して、一つのマキを形成したのもあった。それらは個々のマキについて次に比較的詳しく報告するから、概括的に説明することはやめるが、ともかく主として特定の本案分家が、一集団として成立したものが多。この形から外づれた他の形のものがなぜ成立したかということと併せて考えないと、マキの成立の理由はわからない。これを正確に明らかにすることは、こゝではできないので、中間的に報告しておく。

南真志野には現在次のマキがある。各マキの家数を算用数字をもって示す。

- (1) A姓のマキ A<sub>3</sub> A<sub>4</sub> A<sub>5</sub> A<sub>7</sub> A<sub>8</sub> A<sub>10</sub>
- (2) B姓のマキ B<sub>3</sub> B<sub>6</sub> B<sub>12</sub> B<sub>23</sub>
- (3) C姓のマキ C<sub>6</sub>
- (4) D姓のマキ D<sub>5</sub> D<sub>7</sub>
- (5) E姓のマキ E<sub>2</sub>
- (6) F姓のマキ F<sub>5</sub> F<sub>7</sub> F<sub>13</sub>
- (7) G姓のマキ G<sub>6</sub>
- (8) H姓のマキ H<sub>5</sub>
- (9) I姓のマキ I<sub>3</sub> I<sub>4</sub> I'<sub>4</sub> I<sub>26</sub>
- (10) J姓のマキ J<sub>7</sub>

これらの他に、明治43年3月の「合併社寄附金及祭典席次帳」（習焼神社所蔵）、および明治44年の「合併社祭典当番名簿」（同上）に記帳されてあるも、現在不明であるか、または存在しないものをあげれば、K, L, M, N, O, P, Q, R, Sの九つのマキである。

このうち、Kマキは本来A姓のマキといわれているが、このマキの先祖元であるA家は、「人運悪く」死に絶えてしまつて、現在このマキはない。Lマキについては、殆んどわかつておらない。MマキのT家は、明治の中頃に後山ウシロヤマより南真志野に転入したが、その後は不明である。NマキのM家は、南真志野で医を業としていたが、その後このマキはすべて上諏訪へ転出してしまった。OマキのY家は、明治の初めに南真志野へ転入し

<sup>(1)</sup> 有賀喜左衛門「同族の変化」社会学評論第46号所収。

たが、その後上諏訪へ、PマキのS家は、明治の末に桐平へ、QマキのT家は、明治の初めに北海道へ、それぞれ転出していった。R、S両マキについては、殆んどわかっておらない。

これらの不明、または現存しないマキのうちで、菩提寺の判明しているものをあげると、次の如くである。

〔善光寺〕 L, P, Q の各マキ

〔竜雲寺〕 K, M, O の各マキ

〔不明のもの〕 N, R, S の各マキ

南真志野には曹洞宗「龍雲寺」と真言宗「善光寺」の二つの寺がある。この村の大部分は、この二つの寺のいずれかの檀家である。寺としては後者の方が古いといわれている。江戸時代に、善光寺の檀家の一部を龍雲寺に移したことがあった。それ故、現在は龍雲寺の檀家であっても、墓地は善光寺にある場合があるから、寺と墓地の関係は複雑である。

次に、これらのマキのなかで、マキの神である「祝神」の祠が判明しているものをあげると、Kマキ、桐平へ転出したPマキ、北海道へ転出したQマキ、Sマキの四つであり、多少疑わしいものにLマキがある。それ故、残りのM, N, O, Rの各マキについては、祝神の所在を確認することができなかった。

ところで、前掲の「合併社寄附金及祭典席次帳」に記載されてある各祝神の「祭神所在地及名称」欄には、次の如く記されてある。

Mマキ—野明沢（番地未詳）、稲荷社稲倉魂命

Nマキ—野明沢（番地未詳）、天満宮社

Oマキ—西沢 4269、八幡宮社誉田別命

Rマキ—沢名、番地、祭神名いずれも未詳

一般に、(1) から (10) までの如くマキが現存し、その祝神の所在が確認されるものは、祝神の鎮座する沢名、番地、祭神名などがすべて記帳されているが、これらの条件をみたしているものは、上掲のOマキの場合だけがそうであって（しかし、これとても該当番地に祝神を見つけることはできなかった）、他の三マキは、沢名、祭神名があっても、番地が欠如しているか、それらの事柄が全く申告されておらなかった。

明治の末から今日まで、南真志野では農道の拡張や、その他いろいろの理由から祝神の遷座が行われたので、前の場所の不明になるものも多かった。また祝神の祠は、その大半が石造りだが、いくらかは木造りのものもあったので、これを祭祀する人々が村にいなかった場合、祠が朽ち果ててしまったものもあり、また石造りであっても、草深く埋もれてしまって、土地の古老達にも気付かれずに鎮座しているような場合もある。それ故、軽々に判断できないが、明治 43 年、各マキの祝神を習焼神社境内に合祀した際（その合併社は現存）、「実際は祝神がなくとも、あることにして合祀の手続きをふんだマキもある」という声が、村のなかにもあるのだから、そういうことも一応考慮に入れて差支えないであろう。

南真志野においては、従来ある個人がマキの一員であることは、社会的に確実な地位をもつと考えられてきた。確実な地位とは部落の住民として信用され、いろいろの組や講の仲間に入ることができ、また部落の役職を担当する機会が与えられるなど、部落において社会的活動が容易にできることをさすのである。しかし、マキの一員といっても、マキは個人的加入のできるものではないから、必然的に彼の属する家が単位であって、家としての社会的地位に拘わるのである。それ故、ある家が特定のマキの構成員である場合に、マキの社会的地位によって、その家の社会的地位がほぼきまることを示していた。逆に、特定のマキが有力であるには、それに属するある家が政治的・経済的・社会的に有力であり、その内部の団結が強く、その力をマイナスにするような好ましくない要素がなくて、一定の慣習による祝神の祭祀を行うことが必要であった。一つの祝神の祭祀は、マキの強い団結がないと存在することは困難であった。だからこの場合に、一つの祝神は一つのマキの団結の重しとして作用し、その印となることができた。明治 43 年の祝神の合祀に見られたように、マキとしての結合も曖昧で、その社会的地位も有力でなく、祝神祠もないか、その所在地も明かでなかったマキが、合併社に席を獲得することによって、マキの地位を確定することが、それに

属する家々にとっていかに重要であったかを我々に見せてくれた。しかし、これらのマキが合併社に席を確保したという形式的処置だけで、其後の彼等の部落における社会的地位を強めることのできなかったことも、注意しておかなければならない。マキの団結が強く、それに属する家々の一つか二つかが過去においても有力であり、江戸時代からの旧家の歴史を誇るとか、個人的能力によって現在もいずれかの家が有力であることなどが総合されてマキの社会的地位を高め、それが個々の家のそれにまた反映したのである。こういう相関関係が両者の間にあり、それを表象するものとして「お祝神様のお祭り」(お祝神講ともいう)が行われてきたのである。

南真志野で我々が探訪して、マキについている尋ねて見ても、部落の人々は異口同音に「ここではマキはてえしたとねえだ」(重要な意味をもっていないの意)と答えてくれ、我々も最初は、今日では非常に意味の少いものになったと思っていたにも拘わらず、村の生活においては、人人の心の底では、これを捨てることのできない社会的価値として、もち続けているのではないかと考えないわけにはゆかなくなった。これについてこの稿では、紙数の関係から十分にふれることができないのは遺憾である。

祝神の祭りは、毎年2月の初午か二の午、また最近では9月末から10月初旬の一週間のアイサ、すなわち秋蚕があがって稲刈りの始まる農家のテスキの時に行われる。祝神の祭りが初午か二の午に行われるのは、年初めであるから、祭祀の時期としては意味がある。しかし、最近になって秋蚕上りで稲刈り前の農閑期に、これが行われるようになったマキが多い。祭祀の時期の変更は、アイサの時期が農閑期として最も好条件にあるからであるように思われる。

マキの祝神の祠には、早朝から長さ二間位の幟が一對たてられ、山肌を伝わる爽やかな朝風にはためいている。それは一寸注意すれば、遠方からでも眺めることができる。「今日はどこそこのマキのお祝神講かえ」という声がかきこえてくる。村の木々の間をぬって垣間見える一對の幟は、まる

でそのマキの祝神を、またそのマキを村人達に誇示しているようにもみえる。

その年の当番の家(番長・ヤドともいう)では、昨夜からととのえていた餅作りに忙しい。臼を庭にもち出し、マキウチの男の衆が、一軒一人づつ出て杵搗く、捏るなど、それぞれの仕事に精を出す。家のなかでは、女の衆がアンコロ餅を作ったり、直会(ナカライ)の仕度に忙しい。神酒、鏡餅、洗米、塩、野菜、果物など「御供」の準備が調べれば、男の衆は集って列をなしてお祝神様のお参りをする。参拝ののち、一同祝神の前で神酒を順次頂戴して帰途につく。

ヤドでは直会が晩の八時、遅くは十一時頃まで続くこともある。酒、鮎の甘露煮、蜂の子の甘露煮、野兎の肉刺身、アンコロ餅、カラミ餅、羊羹、野菜など盛沢山の御馳走がでる。民謡が歌われ、「オラのマキでは云々」とマキの自慢話も飛出してくる。

南真志野のマキの結合が最もよく見られるのも、マキの意識がマキウチの人々のなかにもっとも昂まるのも、祝神祭祀を中心としたマキウチの人々の集い、祝神講をおいて他にない。マキウチの家々の間に深刻な対立(例えば先祖元についての)が起れば、五年でも十年でもそのマキの祝神講が開かれぬ場合もある。またそのような場合に、祝神の分祀が行われて、一つのマキが二つのマキに分裂した例もいくつかあった。

南真志野の世帯総数が209戸(昭和35年11月)であるから、その90%近くの家々が南真志野のマキのいずれかに属していることになる。これらのマキの大半が江戸時代に成立し、明治以後の分家を多く含んでいる。これらのマキに属していない残余の約10%の家々のうち大半は、明治以降のいわゆる「寄留者」であって、県道である「新道バタ」に居住しているものが多い。これに対し比較的旧家と見られる家々、例えばマキの先祖元の家々や各マキの古い分家、それに各マキの祝神は、旧道を挟んで散在しているものが多い。また旧道の遙か上方の、現在の部落の上になっている地点には、中世の豪族址と伝えられる場所がある。

この事実と古老達の言を総合してみると、往時南真志野の集落は山の中腹を走る旧道を中心にして立地し、時代の推移と共に次第に山裾へと集落が広がったと見られる。享保一寛保年間作といわれる「殿様御枕絵図<sup>(1)</sup>」を見ても、その当時は後の新道バタと思われる位置に家が記載されていない。今日でも本家からシンヤがでる場合は、多く山裾の方向へと出ている。それ故、新道バタに居住する家々の大半は、比較的新しいシンヤか寄留者か商家よりなっている。商家のなかには農業兼営のものもあり、明治以降旧道沿いから新道バタに移転したものもあるから、必ずしも寄留者とは限らず、その家が古いマキの一員であることもある。

ところで、(1) から (10) までのマキを姓別に見ると、A, B, F, I の四姓によるマキが多いことがわかる。A姓のマキが六組、B姓が四組、F姓が三組、I姓が四組あるが、同姓の個々のマキは一つのマキから分れたものもあるが、すべてがそうであるとは勿論いわれないし、その関係の不明なものもある。

そこで一例としてB姓のマキについて見よう<sup>(2)</sup>。元来B姓のマキは五組あった。次の通りである。

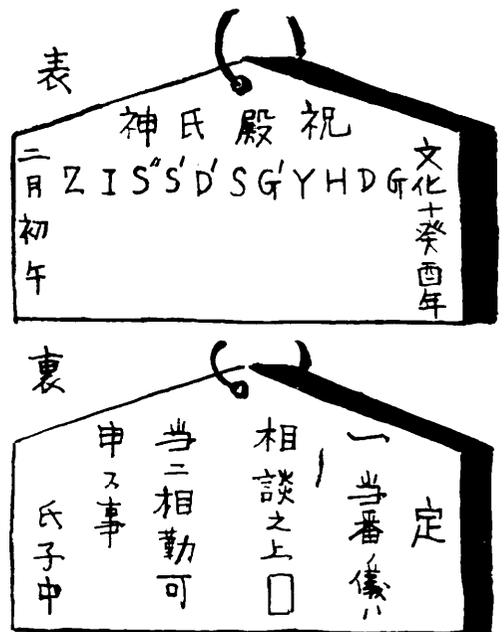
- (1) N・B (江戸時代の当主、以下同)→T・B (現当主、以下同) のマキ
- (2) I・B→H・B (但し先祖元絶家) のマキ
- (3) Y・B→K・B (K・B, H・B のいずれが先祖元か不明、後者絶家) のマキ
- (4) U・B→H・B のマキ
- (5) G・B→G'・B のマキ

これらのマキを宗門帳より見ると、寛文5年には(1)のN・Bの名前のみあって、他は見あたらない。寛文13年の同帳には、そのN・Bと(2)のI・Bの他にはなく、(3)のY・Bと(4)のU・Bの名前は、元文年間の同帳に初めて現われてくる。特に後者のU・Bは近在のT村よりきたものといわれ、同家の末裔は現在でもその村のE寺の

檀家となっている。(3)と(4)は現在合同して「一ツマキ」となり、さらにA姓のA<sub>3</sub>マキと共同で祝神の祭祀を行っている。(5)のG・Bについては、少し詳細な説明を要する。

元来G・Bの名前は寛文年間の宗門帳にはなかった。しかし、この家の本家と見られるS・Bやその三人の兄弟の名前は、寛文13年の同帳にすでに載っていた。Z・B, S'・B, K・Bのそれらであった。現在これらの家々を先祖と仰ぐ四軒の家々は、いずれも(5)のG'・Bマキに属している。このマキは現在23軒の家々に構成され、南真志野でも屈指の大マキであるが、このなかでG'家が先祖元の家と見なされている。その理由は貞享年間、いまのG'家の先祖G・Bが前出のS・Bの弟S'・Bと同一人であったことによるらしく、彼は分家の際G・Bと改名したと見られる。

このマキの祝神は万延一文化年間に別に祀られたといわれている。またこのマキは、(2)のH・Bマキから分出したものともいわれている。そしてこのマキの祝神講の帳箱のなかに、次のような木の札があった。



この札に記されている事柄やこのマキの人々の話よりすると、文化10年にG~Zまでの十一人が合意の上で、(2)のH・Bのマキからその理由

<sup>(1)</sup> 昭和6年 諏訪史談会編「諏訪藩一村限村地図」147~148 ページ参照。

<sup>(2)</sup> 原輝美氏調査資料による。

は不明だが、何かの争いがもとで分れ、別に一つのマキを作ってその祝神を祀り、祝神講を始めたかと判断される。マキを構成している現在 23 軒の家々は、いずれもこの十一人の末裔（その分家を含む）である。

このマキ札に記された事柄に関連して、次の三つの点をここで問題にしておきたい。

(1) この札には、表に「祝殿氏神」、裏に「氏子中」と記してある。マキのお祝神様と通例よばれているものが、記録の上で祝殿と書かれていることがその一、そして祝神または祝殿が氏神、その祭祀者が氏子と考えられているように見えることがその二である。まず祝殿についていえば、祝神講の帳箱や帳面に「祝殿講云々」と墨書されたものを屢々見ることができる。上伊那郡において、この種の神を「祝殿様」といっているのと同通している。この村に伊那地方からきた婿や嫁たちがオイエージンサマ、といわずに、ウェーデンサマと発音しているのは、その生れ故郷を示す一つの証拠とも見られるが、それを村の人々が案外気付かずにいるのは面白い。またこの村でも、昔「祝殿」という言葉が使われていたのかも知れない。

また祝神を氏神と考えていたことは、マキ札に見られる通りだが、実際には氏神という言葉をもんな意味にとっていたか、文字の上だけでは推測することはできない。氏神という言葉は歴史上多義的に用いられていたから、この記録によってそれがどんな風に解釈されていたかを知ることはできないが、日本における氏神の問題に興味をもつ人なら、ここに見られる祝殿氏神という文字は、大きな興味を集中させるほどの魅力がある。南真志野において祝神とは何であるか。すなわち村の人々はこれをどういう神様と見るのか、何を祀るものと見るのかということが根本的に大切である。

では祝神に何を祀るかといえば、「合併社祭典当番名簿」に見られるように、稲荷社稲倉魂命を祀るものが約 70% を占め、其他に入幡宮社蒼田別命、伊雑皇大神社、神明社、天満宮社、金山社、大原社、大日靈社などがあげられる。こういう神

神が何時勧請されたか明らかでないが、明治 15 年の諏訪郡長に提出した神社の「収入財産御届」には、歴とした祭神のなかったのに、改めて祭神を上申したのもあるという伝承もあるから、若干はこのような疑いも生じてくる。このことは、合併社へ合祀の時と同様の意識のあったことを示している。これがマキの存在にとって、重要な事件であったこともわかる。しかし、すべてのマキの祝神がこの時に明確に定まったと思うのは誤りであろう。何故なら、伊那地方に江戸時代に稲荷を祭神とした祝殿のあったことは、明らかであるからである。南真志野においても古い帳面が見出されさえすれば、必ずそれは解決される問題だと我々は考えている。しかし、村の人々が祝神を考えるのに、このような祭神を常には頭に浮かべていないだろう。祝神はマキの先祖を祀るとか、祝神はマキの守り神様だという考えが一般である。しかしこれらの答えが、果して明確な意義をもって考えられているのかどうかも疑問であろう。我々が「何の神様ですか」と問うから、はっきりした返答になる傾向が多い。つまり我々が尋ねなければ、これらの考えがもっと漠然とした状態で、そうらしくもあり、そうらしくもない程度で、多くの人々はそれを突きとめようとする気持もなしにいたのではないであろうか。そのなかでもマキの先祖という考え方が最も多いようである。我々が特に質問したものでもない子供の聞き伝えに、このことがよく表われている。

昭和 33 年、当時の中学三年生の一女生徒は、祝神講の作文に次のように書いている。

私達の家の祝神講は、昔からやっていたもので、だれが始めたのかわからない。父の生れる前からあったそうです。私達の家の祝神講は、七軒でやることになっています。苗字は A と B で、祝神は一間四方位の所で、そこに A と B の祖先が祀ってあるそうです。

この祝は祖先を祝うのが目的だそうです。毎年九月の終り頃やることになっていて、今年は九月二十三日におこなった。その日は九時頃から七軒の家の人達が一軒の家に集まって御馳走を作る。集まる家は毎年異なっていて、七年たてば自分の家に廻ってくるのです。

お昼頃みんな集まったところで、祝神へ饅餅、御神酒、洗米、塩、野菜、昆布をあげ、幟をたてる。幟に

はなんて書いてあったか、よめないような字だった。

お昼はみんな集まって、お餅、御馳走などたべ、三時頃祝神へあげたものをおろしてきて、みんなでたべる。そのとき一緒に幟もおろしてしまう。

肉を煮て酒を飲み、御馳走をたべる。そしてみんなで歌をうたいまくる。

解散するのは大体九時頃で、お母さんたちが後かたづけをする。それでその日は一日すごす。

お盆やお正月には、お供えやら門松などをあげる。

私も毎年この集まりに行くのだが、祖先を祝うのか、御馳走をたべ、お酒を飲み、さわぐのが目的なのかわからない。私達にはつまらないものである。(終り)

祝神を肉親の先祖と見れば、その祭神との関係はわからなくなるし、龍雲寺や善光寺にある墓地の先祖との関係もわからなくなる。こういうことは南真志野ばかりにあるわけではなく、日本中のいたる所にあるから、南真志野の人々の考え方がおかしいということにはならないのであって、日本の長い歴史のなかで生じてきた混乱の一つであるといわなければならない。そういう大きな問題をこの中間報告で取扱うことはできないが<sup>(1)</sup>、これに関連するこの村の資料を後にもう少しあげて、大方の注意を乞いたい。

(2) このマキ札の裏には、祝殿氏 神の氏子中の「定」として、「当番ノ儀ハ相談之上□当ニ相勳可申ス事」と記されている。

一般に祝神講を開くにあたって、南真志野のマキの大部分がそれぞれ輪番制でヤドをしている。この慣行は我々の知るかぎり、昔も今も変わっていないようである。一つのマキを構成する家々の所在を基にして、右廻りに年一回の当番が廻ってくる。この廻り方は俗にいう「ホトコロマワリ僕廻り」(左廻り)の反対で、左廻りは「野辺の送り」の際に行われるもので、この地方では縁起が悪いとされ、特別の場合以外には余り用いられておられない。当番の家はその年、偶々不幸や長煩いの病人がでた際には、この役をおりて次番の家にそれを譲ってゆく。

しかし、マキのなかには、例えば K・I マキの

ように、三軒のシンヤが比較的あたらしく分出され、本・分家関係が明確であり、オオヤがシンヤに比しているのの意味で優位にたっている場合などでは、本家が毎年ヤドをしていた<sup>(2)</sup>。こういうマキでは、祝神講に要する費用や馳走をヤドオゴリでやっている。祝神への参詣も、本家が筆頭になってやる場合が多い。これに反して、マキウチでどの家そのマキの先祖元であるか不明確であったり、家相互で本家争いが行われている場合や、本家の政治的・経済的・社会的な諸力が弱体化したり、本家で当主が死亡したり、人手が不足したりして、本・分家関係がフラットか、それに近い場合には、祝神参詣の順位は本・分家を問わず、その年の当番のものが先になって参拝しているし、直会の席次も特に定まっておらない。またこれに要する費用も、「ハナワリ」<sup>(3)</sup>「戸数ワリ」で、比較的平等に支出が分担されてゆく。その多くは、後者の戸数ワリで、祝神講に参加した家々が、各戸で均等に費用を負担する。それは金銭ばかりでなく、直会に供する酒肴なども持寄る場合が多い。特に糯米は祝神講において、鏡餅、アンコロ餅、カラミ餅などにして供し、就中、鏡餅は解散の際、上の餅を当番の家で、下の餅を各戸でわけて持帰るのが通例であるから、糯米はこの祭りに欠くことのできないものである。これは前の日の夕方に家々の主婦がヤドに持寄って協力して調理する。祭りの当日も、主婦達は当番の家の台所で忙しく働く。だから、費用や酒肴ばかりでなく、労力も各戸で出しあって、この祝神講に参加する。酒肴、糯米などを除いた他の馳走は、多くヤドオゴリで行う。費用は当番のものが祝神講の出入帳に克明に記入し、参加した家々もその代表者がこれに交々署名する。この中折の横綴帳は南真志野のマキとその祝神の問題を究明してゆく場合、最も大切な資料の一つとなる。我々が探訪した最古の記録は、I<sub>26</sub> マキの一部の家々

<sup>(2)</sup> ヤドをすることを、「御頭をつとめる」ともいう。

<sup>(3)</sup> 明治時代の出入帳には、「花割」という字が使っている。人頭割を意味していると思う。マキによっては一軒の家から女、子供を含めて、二人以上で祝神講へ参加するものもあるから、こういう分担支出の仕方がきめられたのであろう。

<sup>(1)</sup> これについては、有賀の論文参照。「日本における先祖の観念」(岡田謙、喜多野清一編「家—その構造分析」所収、昭和35年。

九軒と D<sub>7</sub> マキで共同祭祀している祝神の「祝殿講先祖仲間名面帳」<sup>(1)</sup>であった。この名面帳によると、この合同マキでも当時すでに輪番制で祝神の祭祀を行っていたようである。

一般に祝神祭祀で直会に参列するのは、そのマキを構成する家々の主人である場合が多い。A<sub>3</sub> マキと B<sub>3</sub> マキの合同で祭祀している祝神講は、大正 10 年頃までは「男の衆」のみが夜だけ集会し、ヤドオゴリでやっていた。ここでいう「男の衆」は、マキの家々の主人を指していた。また前出の I<sub>26</sub> マキは、隣接の北真志野に祝神を祀る特異な事例の一つだが、このマキは同地に在住する F 姓四軒のマキと合同で祝神講を行っており、この合同マキでは、今日でも「男の衆」のみ集ってやっている。このような祝神講は、「女の衆」とっては下働きを強いられるだけであって、「祝神講はオオセギなこんだ」（苦労が大変だ）ということになる。K・I 氏夫人の話では、「それよりか、旧十戸の組でやっている蚕玉講の方が男女を問わず参加できるので、ずっと愉快です」とのことであった。しかし南真志野では、江戸時代のこととはよくわからないが、明治以降今日に至るまで、女、子供が参加している祝神講が案外多いようである。

元来、祝神祭祀はマキを構成する家々にとって大切な祭りであったから、家々の代表者（家の主人）が参会するのが建て前であった。また本家の力が分家のそれに比して強いマキでは、本家が祭祀を司ったということも見られるが、大部分のマキにおいては、司祭がマキウチで輪番制になっている。これは本家と分家との力の違いが余り見られないことに理由がある。こういう状況が何時頃から、どういう経済的・社会的条件などによって、どんな経過を辿って生じたかは、ここでふれる余裕はない。ともかく、マキの機能としての農作や葬式、婚礼などの互助関係が殆んど見られず、近所づきあいは姻戚、隣家、遠隣家、隣組、

旧十戸組などの間に強い。このことはそれだけマキの団結が弱められていることになるだろうか。他の地方の同族団との比較からすれば、一応はそう考えられるが、これだけでそう簡単に断定もできない。江戸時代から長く続いてきた講<sup>(2)</sup>の大部分が廃されたり、休んだりしているのもあるのに、祝神講は前述の大部分のマキで、毎年確実に行われていることは大いに注目すべきである。村内に小祠をもって祭典を行う講は、名山、大社寺の代参講にくらべると、戦後にも比較的強く残されている傾向はあるが、山の神講はその祭祀はかなり曖昧となっている。蚕玉講も弱化した。天神講は子供仲間のものであり存続しているが、金山講も影をひそめた。

これらに比較すれば、祝神講は比較的強く存続するものといってもよい。別篇でもふれているが、諏訪大社の俗にいう七年目毎に一度行われる御柱祭ミハシラマツリ オシバシラ（御柱）の年には（戦後すでに二回、昭和 25 年、31 年）、一年に二度祝神講が行われている<sup>(3)</sup>。二度の祝神講を行う年（御柱年）には、例年の祝神講を初午か二の午にして、「御柱の祝神講」を10月初旬にやる例が多かった。例年の祝神講が10月初旬のアイサに行われるようになってきたのも、御柱の祝神講がアイサに行われたことから思いついて変ったものであろう。昭和 31 年の御柱年には 2 月の祝神講を省略して、10 月の御柱の祝神講のみ開くマキも出たのは、たしかに新しい変化であったが、御柱の祝神講の特徴は、マキの先祖元の家でヤドオゴリで行うことが極めて多いことである。

(2) 講には伊勢講、御嶽講、三峰講、戸隠講、成田講、湯殿講などの代参講をはじめとして、山の神講、蚕玉講、天神講、念仏講、金山講、秋葉祭などの部落内に小祠をもつ諸講があった。これらは多くは沢単位の講であったが、旧十戸組、隣組、年寄組、子供組、職人仲間を単位とするものが、後者には多かった。講については、別の機会に発表する。

(3) 祝神の御柱は、諏訪大社の御柱と同様、祠の四隅ツツに四本の柱を立てて祝う。諏訪大社の御柱ミハシラは、建御柱ミコノハシラが四月と五月に行われるので、村々の小宮（部落鎮守・旧村社）の御柱は十月に行われ、各祝神の御柱も十月、その前後に行われる。

(1) この名面帳は一部欠如している部分もあるが、安永 9 年より記帳されていた。南真志野は安永 6 年の大火で村の三分の二を焼失したから、それ以前の祝神講の帳面を残していないかも知れない。

マキの祝神がマキの先祖であるとか、稲荷やその他の神々を祀るとかということ、諏訪大社やその末社である村の鎮守・習焼神社と同じように七年目毎に御柱を建てることは、どういう意味をもつのか大きな問題であり、それを機会として、かなり強い祭祀意識が見られることも明らかにしなければならぬ。その理由をまだ十分には解きえないが、比較的有力なマキに属することは、部落内で比較的有力な社会的活動を行う人にとって、ある程度その支えとなっているということがまだ残っているし、これと関連して結婚に関する家系の調査において、マキの良し悪しとその重要な条件の一つとなっていることも、この理由の一端を担うものであろう。部落における経済的な小組合は、各時代の政治的・経済的・社会的条件に応じて、家連合として各種のものを成立させ、また解体させて変遷してきたが、マキは各戸の創設と深い関連ある家連合であったから、時代の生活条件の変化にすぐ対応して変化することは、他の家連合のようにはできなかった。変化しなければならなかったが、簡単に変化できない性質もまたもっていた。マキの経済的互助関係が変化し、そしてそれが消滅しても——それはマキの変化であるに違いなかったが——それにとり残されて、ある性質の結合をもつことが、ある程度できた。こういうことは一般的に慣習の惰性と見るだけでは、その実態はつかみえない。このような状態が長く作用すれば、祝神講もどう変化するかわからないが、現在の所では祝神講を支えている直接の経済的条件は殆んどない。祝神講の共有財産といっても、祝神の祠、社地、幟、幕、掛軸、銚子、盃、帳箱などの他には、直会に使用する食器、広蓋、盆の如きもので、それすら十分なものではないのが一般である。

また一古老の言によれば、「昔は本家より上方にシンヤを出さぬ」とか、「本家の墓より上方にシンヤの墓石をたてぬ」ということもいわれておった。紋所も本家のそれより少し簡略化されたもの、例えば「鹿の角と檉の葉の抱きあわせ」の紋所で、鹿の角枝を一つ切り落したものを分家のそれにしたなど、一部で行われたこともあったらし

い。

さらに前出の  $I_{26}$  マキについては、いろいろ興味ある事実が指摘される。例えば、江戸時代のある時期に I 家から D 家へ養子に入ったにも拘わらず、「実家の I 姓を名のらしてくれなければ」といって、そのまま今日まで I 姓を名のってきたと伝えられているが<sup>(1)</sup>、この  $I_{26}$  マキはこのうち九軒と  $D_5$  マキで合同で祝神の祭祀を行っている一方、 $I_{26}$  マキとしては、全戸が在来の祝神を北真志野に祀り、その祝神の鎮座する所が、偶々同地の F 家の屋敷地内であったことから、北真志野の  $F_4$  マキも「是非加入させて欲しい」というので、この  $F_4$  マキも併合して、合同で北真志野の祝神講を行っている。

$I_{26}$  マキを構成する二十六軒の家々が、いずれも南真志野にあり乍ら、隣接の北真志野に祝神を祀っていることや、新たにこのマキの祝神講に加入した北真志野の  $F_4$  マキのことなどは、祝神の本来の性格やその時代的变化について、いろいろ究明されなければならない問題を含んでいる。この場合、 $I_{26}$  マキが  $D_5$  マキと合同で祝神祭祀を行い乍らも、尚且独自の祝神祭祀を行っている点は注目しなければならない。「I は本来 D なのだ」ということは、前述の理由からして、両家の人々からも村の他の人々からも随分きかされたが、それでも尚、「I は I なのだ」というマキの意識が、 $I_{26}$  マキの人々の心底に潜んでいるように思われる。

この  $I_{26} \cdot D_5$  合同マキに関しては、この他にマキウチの人々によって無尽が行われていた事実がある。T・I 氏所蔵の「無尽記」によると、明治42年から大正7年という比較的新らしい時期に、I マキと D マキのうちの十戸で無尽が開かれていた。例えば、明治42年7月7日には、「I 社祝殿講」として、「拾戸氏子金 壹 円也 ツツ積金メ拾 円也、利子投票してかし、右ヲ四十三年七月七日迄 壹 円五十銭ニテ Z・I 氏へかし、当番 Y」と記している。これは何を目的とした無尽であるか不

<sup>(1)</sup> 江戸時代に庶民は公には姓を名のることはできなかったが、この地方では、実際には用いていた。

明だが<sup>(1)</sup>、この無尽はマキでやっていた。そして、これを明治末から大正中中期にかけてやっていたことは、この時期にマキの機能が経済的互助関係にも及んでいたことを示す点で注意してよい。

(3) マキとその祝神の問題は、複雑でわかり難い点もいろいろあるが、ここではマキの祝神祭祀について、一つのマキが二つのマキに分れて、別個に違う祝神を祭祀しているものや、二つのマキが合同して、新しい一つのマキとして共同に一つの祝神を祭祀しているものや、後者の形のもので、完全な一つのマキになりきれないように見えるものなどについて考察したい。南真志野のような比較的大きな部落においては、特にマキを簡単なものとして見てしまうことができないことを知らなければならない。

G・Bのマキ(B<sub>33</sub> マキ)は、H・Bのマキ(B<sub>6</sub> マキ)から江戸時代に何かの係争がもとで分立し、別に祝神を祭祀するようになったことはすでに記した。B<sub>33</sub> マキと B<sub>6</sub> マキは、祝神の祭神(稲荷社)、菩提寺(龍雲寺)、紋所などすべて同じであり、両者の墓地も近接していることから、このことはほぼ間違いないように思われる。このような例は他にもある。

A<sub>8</sub> マキと A<sub>10</sub> マキも、もとは S・A マキとして「一ツマキ」であったらしいが、元禄以前にマキの先祖元のことによって、「二ツマキ」にわかれたといわれている。この両マキの祝神の祭神は、前者が稲荷社、分出したと思われる後者が K 稲荷と違っているが、祝神の祠は同一場所に、「もとは背中合せにあった」のが、現在では並立して鎮座しているのも興味深い。菩提寺(善光寺)、紋所は両者とも同じであり、墓地もごく新しいシンヤの墓石を除いて<sup>(2)</sup>、古い家々のものは同一の場所にある。たゞ両マキの先祖元と見られる S・A 家の墓地は、これらの墓地と全く別箇にある。S・A 家は現在 A<sub>8</sub> マキに所属してい

る。

この二つのマキは、明治時代にも祝神の社地境界のことで意見が対立した記録が、A<sub>8</sub> マキの祝神講帳箱のなかにある。「明治十六年十二月、稲荷社民有御引直しに付取調簿」や、その他の社地に関する訴訟一件書類によって明らかである。

「一ツマキ」がマキウチにおける先祖元の相互認知に関する対立などで、「二ツマキ」に分れて、同時に祝神を別にしたこと他に、一つのマキウチでも先祖元のことによってそのマキウチに対立が生じ、祝神講を休むようになった場合もある。A<sub>8</sub> マキから分れたと見られる A<sub>10</sub> マキの例がそれである。二つのマキが合同して、一つの祝神を祭祀している A<sub>8</sub> マキと B<sub>6</sub> マキでは、大正 10 年頃から昭和 24 年まで同じような理由で閉講していたが、翌 25 年の「御柱年」から、祝神講を毎年行うようになっている。

マキの先祖元に関する対立は、F<sub>13</sub> マキのうちにも見られる。最近まで系譜から見て先祖元と認められる K・F 家(絶家)のシンヤが、このマキの祝神講から除かれていた。現在この家からも一軒のシンヤが出ているが、この三家の紋所は他の家々のそれと違っている。絶家となっている K・F 家がこのマキの先祖元と見られるいま一つの有力な根拠は、この家の墓と K・F 在世の時代に「譜代の家だ」といわれていた二軒の家の墓のみが、このマキの祝神の祠の傍らにあることである(紋所もすべて同じである)。この場所は往古 K・F 家の屋敷地内で、祝神はその家の屋敷神であったと思われる。このことはマキの先祖元の家と祝神の所在に関する他のいくつかの例から見ても、そのように推定されうる。

マキにおいて先祖元であることを誇ったり、先祖元の伝承が明らかでなくなるか、先祖元であった家が没落した場合に、他の家がオラの家が先祖元だと主張することも過去には見られた。「合併社寄附金及祭典席次帳」において、各マキの筆頭者は必ずしも先祖元として旧来から認められた家でないものもあったということが一部でいわれているから、この帳面を作ったとき先祖元として認められた家が、そのマキの筆頭者として記される

<sup>(1)</sup> この村の無尽のうちには製糸業、蚕種業、建築、屋根修繕などに関したものがあつた。江戸時代のことはまだ調べてないが、明治初年以後のものは村外の例えば上諏訪、茅野、神宮寺などの人々と組合つたものも多かつた。

<sup>(2)</sup> 新しいものは、善光寺上方の共同墓地にある。

ことが建て前であったことがわかる。習焼神社における明治末より戦後中止されるまでの「祝神合併社祭典」に関する参列招請状は、各マキの代表者に差出されることになってはいたが、その状が「オラの家にきた」ということが、その家にとって一つの大きな誇りであった。

このことは特定の家の過去の歴史がどうであろうとも、その時代に部落において、特定のマキの先祖元として認められたいということが重要なことであった。日本においては、多くの本家が自分の家の本家であることを不動のものとして主張してきたにも拘わらず、それらの多くのものは古い本家の没落の上に新しい別本家として成立したものであり、やがてこれらのどれかも亦、次の別本家によって次々に交替していった。この村にも同じような現象が生じていることを、これらの事実は語っている。そのことの中に先祖元とか本家とかいう言葉の意味があることを我々に教えてくれる。

一つのマキのうちで筆頭者としてランクされていたという意識は、そのマキを村のマキのうちで筆頭におきたいという心情に裏づけられていた。従って合併社祭典席次も問題になったが、根底においてはこの合祀に頑強な抵抗を行ってきたと見ることができる。明治43年「生活簡素化条令」が当時の十戸組の規約のなかにもられ、各マキの祝神を習焼神社に合祀し、それぞれの祝神講を閉じて各マキが合同して祭祀を行うことになった。ところがそのような規約にも拘わらず、その後依然として各マキの祝神講は盛大に行われてきた。「それでは、けえって二重の手間で、大セギなこんだ」ということになり、却って合祀祭の方が戦後中止されてしまった。生活簡素化運動も、少くとも祝神講に関する限り成功しなかったように思われる。マキと祝神が密接に結びついて、その上に「オラのマキ」意識が表われていた好例であろう。

マキの団結の表象が祝神であるとすれば、祝神の神格を高めることも、マキの格を高めることにとって関心事となったことは当然である。前述したように、このことはまたマキの先祖元の家格を高めることにもつながったことは当然推測されう

るが、あるマキが神明社（お伊勢様）を祀り、他のマキが稲荷社、八幡宮社、天満宮などを祀ったとあって、直ちに前者のそれが祝神としての神格が高いということにはならなかったろう。というのは、祝神の神格の高低をいっても、結局それはマキの社会的地位と結びついて定まるより他はなかったからである。高い神格の祭神を祀ることによって、マキや祝神の格を高めようとしても、それは合併社の場合と同じく、それだけではどうにもならなかったことを実際が示している。しかしそういうことが、高位の神社を勧請した動機の一つであったことは確かであろう。

これと並んで注意すべきことは、これらの祝神が高位の何社の祝神を勧請しようと、諏訪大社と関係をもたせなければならなかったことである。このことは他の高位の神社の祝神を勧請したことと同じ意味をもっていたか、簡単に断定はできない。

祝神講のとき用いられる幟や掛軸に、例えば「明和七年 御社宮司権現」とか、「天保三年 御社宮御神」とか書かれたものが見られるのは、諏訪明神と深い関係をもつ御社宮司神と祝神との結びつきを示そうとしたものであって、祝神が他のどんな祭神をもとうと、これによって諏訪大社との何らかの関係を意味するものであった。そしてこれらの祝神は諏訪大社と同じく七年目毎に、小規模ではあったが、諏訪大社と同一形式の御柱祭を行った。祭神と祭祀行事との関係を見れば、一見矛盾してはいるが、行事に集中してゆく生活意識を主として見るのが本道であろう。

祝神をマキの先祖とする考え方は、先祖を家やマキの守護神としてきた過去の日本人の考えに通ずるものであろう。この村において、祝神をマキの守護神とする考え方は決して少くはない。これらの考え方からすれば、祝神は初めにはマキの先祖元としての本家の屋敷神かなにかであったであろう。マキが形成されて、本家の地位がある程度高められると共に、それを支持するものとして高位の祭神を勧請することが行われたように思われる。高位の祭神の勧請は、案外容易に行われる条件はあったが、マキが実際に政治的・経済的・社

会的に有力でなければ、祝神の神格の高さは一般に認められなかったことを見逃すことはできない。こういう意味のマキの有力さ、すなわち社会的地位の高さを定めるにはいろいろの条件があった。マキの古さ、大小（家数の多少）、団結力、部落生活における序列<sup>(1)</sup>、マキウチに政治的・経済的・社会的に有力な人物が輩出したことなどが総合的に作用したと見ればよいだろう。従って江戸時代以来の時期を通じて見るなら、この村における個々のマキの社会的地位が固定不動であったと見ることはできず、かなりの盛衰・隆替が見られた。例えば次のようなことが指摘される。

明治7年、湖南村成立以後も、南真志野は五千町歩に及ぶ広大な入会山野の地元村として存続した。これについての絶大な管理権をもったこの部落においては、「山を支配するものは村を制する」といわれ、山惣代（山野惣代）は大きな政治的手腕を要求された。その手腕のないものが勤まらなかったのは、入会山野が伊那、諏訪の諸村落の利権と関係して、激しい争いが展開されていたからである<sup>(2)</sup>。そして山惣代は「お奉行様」「お代官様」ともいわれるほどの勢力家であった。それは時には「区長様」よりも上位にあった。A<sub>3</sub> マキと B<sub>3</sub> マキの合同した「一ツマキ」のように、A家からもB家からもそれぞれ山惣代を出していたマキでは、マキとしての社会的地位をより一層高めマキウチでもそれを誇りとした。マキとしての規模が比較的小さく、歴史も他に比してそれ程古くなくとも、そのマキの中から山惣代が出ることによって、マキとしての勢力を一時的ではあったにせよ高めることができたのも、その一つであった。

マキに関するこれらの動きは、南真志野に特有な事柄では決してなかった。明治、大正、昭和と経過する間に、日本の極めて多くの村々に見られたものと同じ性格のものに過ぎない。既に他の篇でふれたように、南真志野は江戸時代においても、封鎖性の極めて弱い方であった。それであるのに当時の政治的・経済的条件における藩制村の

性格からして、他の村と同じように、名主や山惣代などの役職をめぐって、この部落の主導権を把握しようとする対立が、部落の派閥によって行われた。特出した有力家がなかったのも、競争は激しかったともいえる。明治22年の町村制施行以後においても、入会山野の地元村としての強大な管理権を所有していたので、それに関する主導権の争いが、山惣代の役職をめぐって部落内で行われてきた。それらは各時期によって異なっても、何程かマキの勢力に根拠をもたなければならなかった。

マキが現在では部落における派閥ないし政治的勢力の顕在的根拠とはなくなったのは、一は入会山野の分割によって部落の持分が確定したからであり、二は新しい町村合併により新市域に編入されて、部落の政治的・行政的比重が違い、旧村地区から選出する議員は、新市議会において個々の部落の利害得失のみを代表しないからであり、三は戦後資本主義の発展により、南真志野は諏訪市工業地帯の近郊村としての性格を強化し、部落各戸の生活構造の変化とそれに伴う社会的関心が、著しく変化しつつあることに理由があるのである。明治、大正、昭和戦前の時代的経過を、このような現在の状態に至る過渡期として捉えても間違いではない。これらは戦後に突如として変化したものとは考えられないからである。

例えば、マキが今日部落内の政治的派閥から著しく遊離しているように見える現象は、決して戦後生じたことではない。明治末期に部落を二分した政治的・派閥的対立にも、マキが全然根拠にならなかったわけではないが、当時既にこういう大きな派閥結合からマキが後退する転機が、その時現われていたと見てよいだろう。

「マキはてえしたことねえだ」といわれてはいるが、マキは家の創設と最も強く結びついた結合であり、家の存立が部落生活によっていろいろの点で補完されている限り、家の社会的地位がマキによって支持されていることを、部落に住めば認めざるを得ない。これらは日本の特定の歴史に規定された現在の日本の政治的・経済的・社会的条件によって作り出されたものである。

<sup>(1)</sup> 例えば、合併社祭典席次や寄附金名簿記載の順位。

<sup>(2)</sup> 入会山野に関しては、別に報告する予定である。